

秘

海軍公報

第五〇九六號

昭和二十年八月十一日(土)

海軍大臣官房

○令、達

達第一六三號ノ二

昭和二十年度ニ於テ建造ニ着手ノ潜水艦一隻ニ左ノ通命名ス

昭和二十年七月十八日

海軍大臣 臣

佐世保海軍工廠ニ於テ建造

波號第二百二十八潜水艦

内令第五〇四號ノ二

第三十七號哨戒特務艇

右本籍ヲ與領守府卜定ム

昭和二十年六月二日

海軍大臣 臣

内令第五〇四號ノ三

昭和十八年内令第一八三三號別表中左ノ通改正ス

昭和二十年六月二日

海軍大臣 臣

高雄海軍警備隊ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

神戸港海軍警備隊

第三十七號(異)

(内令提要卷三、四八ノ一九頁参照)

内令第六二八號ノ二

第七十四號輸送艦

右本籍ヲ佐世保領守府卜定メラル

昭和二十年七月十四日

海軍大臣 臣

内令第六二八號ノ三

輸送隊編制中左ノ通改定セラル

昭和二十年七月十四日

海軍大臣 臣

第三十一輸送隊ノ項中「第七十三號」ノ下ニ「第七十四號」ヲ加フ

(内令提要卷一、七四頁参照)

内令第六六八號

第六十六號哨戒特務艇

右本籍ヲ佐世保領守府卜定ム

昭和二十年七月二十三日

海軍大臣 臣

内令第六六八號ノ二

昭和十八年内令第一八三三號別表中左ノ通改正ス

昭和二十年七月二十三日

秘海軍公報 第五〇九六號 昭和二十年八月十一日

八七一

2267

海軍大臣

第二遣支艦隊ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

津方(面)	第百十六號(佐)
特別根據地隊	

(内令提要卷三、四八ノ一九頁参照)

内令第六七五號ノ二

左ノ船舶ヲ特設艦船トシ其ノ種別及所管ヲ左ノ通定ム

昭和二十年七月二十五日

海軍大臣

船舶名	特設艦船種別	所管
汽船 第四日立丸	特設運送艦	吳鎮守府

内令第七〇一號

昭和十八年内令第二五六號別表中左ノ通改正ス

昭和二十年七月三十一日

海軍大臣

伊勢防備隊ノ項特設掃海艇ノ欄ニ「第一京仁丸(横)、第二京仁丸(横)、第十八播州丸(横)、第十昭和丸(横)」ヲ加フ

(内令提要卷三、四八ノ二九頁参照)

官房軍機密第七三四號

昭和二十年官房軍機密第二四四號別表中左ノ通改正ス

昭和二十年八月九日

海軍省軍需局ノ項末尾ニ左ノ如ク加フ

海軍大臣

水兵曹(特修兵適)	八〇	特設海軍燃料廠補給部神戸駐在所ニ充ツベキモノ
機關兵曹(特修兵適)	六〇	
主計兵曹(掌理兵)	二	
主計兵曹(掌理兵)	一	
水兵曹(特修兵適)	四	特設海軍燃料廠補給部柏崎出張所ニ充ツベキモノ
機關兵曹(特修兵適)	三	
主計兵曹(掌理兵)	二	
主計兵曹(掌理兵)	二	

軍令部ノ部中臨時戰史部ニ充ツベキモノノ項ヲ左ノ如ク改ム

兵曹(特修兵適)	二	横須賀臨時戰史部ニ
機關兵曹(掌理兵)	一	
水兵、整備兵、特修兵適	七	充ツベキモノ
機關兵、工作兵、主計兵		

官房軍機密第七三五號

船舶應急處理委員會規約中左ノ通改正ス

昭和二十年八月十日

海軍大臣  
陸軍大臣  
運輸大臣

別表ヲ別表ノ如ク改ム

(別表添)

(内令提要卷一、五〇ノ六二頁参照)

官房軍機密第七三六號

昭和二十年官房軍機密第二四四號中左ノ通告正ス

昭和二十年八月十日

海軍大臣

別表軍需局ノ項中

下士官又ハ兵(特修兵) 四五	横須賀鎮守府	特設海軍燃料廠補給部秋田出張所ニ充ツベキモノ
下士官又ハ兵(特修兵) 二五	舞鶴鎮守府	特設海軍燃料廠補給部酒田、柏崎及大坂出張所ニ充ツベキモノ
下士官又ハ兵(特修兵) 四五	吳鎮守府	特設海軍燃料廠補給部大坂出張所ニ充ツベキモノ
下士官又ハ兵(特修兵) 三五	横須賀鎮守府	特設海軍燃料廠補給部秋田出張所ニ充ツベキモノ
下士官又ハ兵(特修兵) 四六	吳鎮守府	特設海軍燃料廠補給部大坂及秋田出張所ニ充ツベキモノ
下士官又ハ兵(特修兵) 一	佐世保鎮守府	特設海軍燃料廠補給部秋田出張所ニ充ツベキモノ
下士官又ハ兵(特修兵) 七〇	舞鶴鎮守府	特設海軍燃料廠補給部酒田及柏崎出張所ニ充ツベキモノ

(参照) (前記官房軍機密號ハ下士官及兵派遣勤務ノ件ナリ)  
(昭和二十年三月十二日海軍公報)

〇 通 達

海人一第九號ノ三四

昭和二十年八月十日

海軍省人事局

部内各廳御中

新任技術科士官ノ電報符ニ關スル件申進

昭和二十年三月一日採用海軍技術見習尉官(二年現役大學出身者)中本年八月一日附海軍技術中尉ニ任用セラレタル者ノ電報符ハ祕海軍辭令公報甲第一八七四號任官辭令ニ記載ノ番號ヲ付與セラレタルモノトス

追テ未任官者ニ對スル電報符左記ノ通付與セララル

記

- 林 和 男 (元六四四)
- 服 部 正 (元六四五)
- 戸 田 哲 夫 (元六四六)
- 川 邊 哲 夫 (元六四七)
- 長 尾 敬 一 (元六四八)
- 松 永 正 和 (元六四九)
- 森 逸 郎 (元六五〇)

經豫機密第三號ノ六〇

昭和二十年八月十日

八七三

秘海軍公報 第五〇九六號 昭和二十年八月十一日

海軍省 經理局長

各支出官、資金前渡官更殿

支拂指圖電信ニ關スル件通知

現在日本銀行本支店又ハ代理店ニ於テハ支拂豫算ノ電報令示又ハ前渡資金等ノ電信送金ニ付テハ一般有線電信ヲ利用シ居候處戰局ノ推移ニ鑑ミ今後一般有線電信ハ益々輻輳ヲ豫想セララルニ付苟クモ令示又ハ送金關係電信遲延ニ因リ經費授受ノ圓滑ヲ缺キ作戦上支障ヲ來スガ如キコト無キ様今同電報令示又ハ前渡資金等ノ電信送金ニシテ眞ニ止ムヲ得ザルモノニ在リテハ作戦上支障ナキ限リ海軍側ノ案内電報ト共ニ海軍ニ於テ打電ノコトニ日本銀行國庫局ト了解濟ニ有之候條所在日本銀行支店又ハ代理店ト連絡ノ上可然取計相成度

○雜 款

○廳舎、部隊移轉

廳舎、部隊名	移 轉 先	移轉月日	記 事
第五〇九設營隊	三重縣員辨郡員 校内 辨町笠田國民學	六月三日	六月二十三日上記ノ場所ニ進駐 郵便物發送先 當分ノ間三重縣員辨郡員 辨局氣付 ウ六六六
第五千七百十七設營隊	山口縣徳山市加 見村 校内 加見國民學	七月二〇日	旅行順路 山陽線富田驛下車徒歩約 一時間 郵便物發送先 山口縣徳山市上野局氣付 第二橋部隊

○本日軍極秘海軍公報第一七九號(甲配付)發行セリ

○本日海軍公報發行セズ

吳海軍病院藥劑  
部藥品科  
廣島縣岩品郡府  
中町縣立府中中  
學校内  
八月一日  
吳海軍病院内ニ於テモ供給  
事務ハ從前道之ヲ行フ  
旅行順路  
福野線府中町驛下車徒歩  
約二十分  
郵便物發送先  
移轉先ノ通

(官房軍機密第七三五號別表)

(昭和二十年八月十二日秘海軍公報)

委員長  
海軍次官

委員長	副委員長	委員	委員
	陸軍省軍務課長	陸軍省軍務局長	陸軍省軍務局長
	同 軍務局課員	海軍省軍務局次長	海軍省軍務局次長
	海軍省軍務局第三課長	運輸省海運總局海運局長	運輸省海運總局海運局長
	同 軍務局員	船舶救難本部長	船舶救難本部長
	海軍艦政本部部員		
	運輸省海運總局海務課長		
	同 海運總局海務官		
	海運總監部參謀		
	船舶救難本部總務部長		

(備考)

副委員長タル陸海軍士官各一名、運輸省海運總局海務官一名ハ幹事ヲ兼ヌルモノトス

秘

海軍公報 第五〇九七號

昭和二十年八月十二日(日) 海軍大臣官房

○訓示

官房軍機密第七四一號

部内一般ニ訓示

「ソ」國ノ對日宣戰ニヨリ帝國海軍ノ責務愈々重大ヲ加フ大命ノ下各員益々操志ヲ堅クシ不拔ノ闘魂ヲ振起シ上下一體寇敵撃滅ニ邁進シ皇國護持ノ大任ヲ全ウセンコトヲ期スベシ  
昭和二十年八月十一日  
海軍大臣

○令

官房軍機密第七四〇號

昭和二十年官房軍機密第二四四號別表中左ノ通改正ス  
昭和二十年八月十一日  
海軍大臣

海軍航空本部ノ項中「機關兵曹(特修兵)五」ヲ「機關兵曹(特修兵)四」ニ改ム

(參照) 官房軍機密第二四四號ハ下士官、兵派遣勤務ノ件ナリ  
(昭和二十年三月十二日秘海軍公報)

官房經機密第四五六號

兵備品出納命令官又ハ通常物品出納命令官緊急戰備ノ爲必要アル場合又ハ停滯物資等ニシテ他ニ轉用スルヲ至當ト認メタル場合ニ於テハ兵備品會計規程及通常物品會計規程ニ拘ラズ兵備品(重要兵器及糧食品ヲ除ク)及通常物品ヲ相互ニ組替又ハ保管轉換ノ上供給又ハ使用セシムルコトヲ得之ヲ整理ニ關シテハ海軍省經理局長ヲシテ通牒セシム  
昭和二十年八月十一日  
海軍大臣

○選牒

官房軍機密第七一八號

昭和二十年八月一日

海軍次官

各鎮守府司令長官  
大湊警備府司令長官  
大阪警備府司令長官  
各地方海軍部長

燃料生産ニ關スル件申進  
當分ノ間燃料ノ生産及之ニ關聯スル事項ニ關スル地區の統制ハ左表ニ依リ之ヲ實施スルコトニ定メラレ候

秘海軍公報 第五〇九七號 昭和二十年八月十二日

八七五

2272

統制地區	統制機關
北海道地方	北海道軍部
東北地方	東北地方海軍部
關東地方	關東地方海軍部
東海地方	東海地方海軍部
近畿地方	近畿地方海軍部
中國地方	中國地方海軍部
四國地方	四國地方海軍部
九州地方	九州地方海軍部

備考  
 一 各鎮守府、警備府ハ其ノ警備擔任地域中統制地區外ニ於ケル本作業ニ關シテハ該地區ノ統制機關ヲ指導援助スルモノトス  
 二 統制機關ハ其ノ統制地區内本作業ニ關シテハ統制地區外ニ在ル燃料生産擔任處ノ區處シ得ルモノトス

官房第三二三號

昭和二十年八月四日

海軍省 副官

在京各廳御中

鎮海、東京間文書交換使派出ノ件通知

首廳ノ件別紙法令ニ依リ文書交換使派出ノ旨鎮海警備府副官ヨリ通知有之候

追テ同交換使ニ托送スベキ文書ハ交換使東京發ノ日ノ前日中

ニ海軍省文書交換所ニ送付相成度

(別紙)

鎮海警備府法令第二三號

昭和二十年七月十四日

鎮海警備府司令長官 山口儀三期

鎮海、東京間傳書使派遣規程左ノ通定ム

鎮海、東京間傳書使派遣規程

第一條 鎮海所在各廳ト東京所在各廳間ニ於ケル文書送達ノ迅速確實ヲ期スル目的ヲ以テ鎮海警備府ヨリ傳書使ヲ派遣ス

第二條 鎮海所在各廳ト東京所在各廳間ニ往復スル文書ハ原則トシテ總テ本傳書使ニテ送達交換セシムルモノトス但シ文書過多ノ場合ハ緩急順序ニ應ジ送達順序ヲ定ム

第三條 鎮海所在各廳ヨリ東京所在各廳宛文書ヲ送達セントスル場合ハ傳書使出發當日ノ一五〇迄ニ警備府文書交換所ニ持參スルモノトス

第四條 東京ニ於ケル文書ノ送達交換ハ海軍省文書交換所ニ於テ行フ

第五條 東京方面ヨリ鎮海所在各廳宛ノ文書ハ警備府文書交換所ニテ當該廳公用使ニ送達ス

第六條 包裝、容積及重量ハ總テ郵送ノ場合ト同程度トシ宛先毎ニ包裝スルモノトス

第七條 私用文書ハ原則トシテ取扱ハザルモノトス

第八條 傳書使發着時刻ヲ左ノ通定メ鎮海、東京間ヲ往復セシム

2273

鎮	海	水曜日 二二〇〇	着日 時	發日 時
同	東	金曜日 二〇二一		火曜日 一八三五
	鎮			日曜日 〇八三〇

官房第三三四號

昭和二十年八月十日

在京各廳御中

海軍省副官

東京、横須賀、仙臺間文書交換使ニ關スル件  
通知

首題ノ件東北地方海軍部副官ヨリ別紙ノ通知有之候  
追テ同交換使ニ托送スベキ文書ハ交換使海軍省發ス日ノ正午  
迄ニ海軍省文書交換所ニ送付相成度

(別紙)

東北地海第二二二號

昭和二十年七月二十五日

東北地方海軍部副官

海軍省副官  
横須賀鎮守府副官 殿

東京、横須賀、仙臺間文書交換使ノ件通知

秘海軍公報 第五〇九七號 昭和二十年八月十二日

東京、横須賀方面各廳ト仙臺方面各廳間ニ於ケル公文書ノ迅速  
確達ヲ期スルタメ左ニ依リ文書交換使ヲ派遣セシメラルルニ付  
可然配意相成度

一日 時

曜日	時刻	海軍部發	海軍省發	横須賀發	備	考
火	二〇〇〇				二二〇五	仙臺驛發
水	土	一〇〇〇				午前海軍省午後横須賀
木	日	一五〇〇	一〇〇〇			午前横須賀午後海軍省 二〇〇〇 上野驛發

二 實施要領

- (イ) 送達文書ハ火金一九〇〇迄當部副官部ニ持參セシムルモ  
ノトス
- (ロ) 包装、容積及重量ハ總テ郵送ノ場合ト同程度トナシ宛先  
別ニ別裝スルモノトス
- (ハ) 交換使ハ准士官以上(又ハ高等官同待遇者)一名及下士  
官兵(又ハ雇傭人工員)一名トシ仙臺方面所在各廳(多賀  
城、船岡、松島方面所在各廳ヲ含ム)ヨリ輪番之ヲ派遣ス  
派遣區分ハ別ニ之ヲ定ム
- (ニ) 本交換使ハ仙臺方面文書交換使ト呼稱ス

軍機一機密第六七四號

昭和二十年八月一日

八七七

2274



海軍省軍務局長

各領守府參謀長  
各警備府(除鎮海、高尾、海南)參謀長  
各地方法海軍部部長

燃料生産ニ關スル件申進

首題ノ件ニ關シ官房軍機密第七一八號ヲ以テ海軍次官ヨリ申進有之候處燃料生産擔任廳ニ關シテハ當分ノ間別表ノ通定メラレ候

(別表添)

經物機密第六號

昭和二十年八月十一日

海軍省經理局長

各廳長殿

兵備品、通常物品相互組替又ハ保管轉換ニ關スル件通牒

官房經機密第四五六號ニ依ル首題ノ件ハ左記ノ通整理ノコトニ取計相成度

記

- 一 各作業會計及工廠資金會計ニ屬スル物品ノ保管轉換ハ有價トス但シ資本外又ハ資金外物品ノ保管轉換ハ無價トス
- 二 前號以外ノモノニ付テハ總ベテ無價トス
- 三 兵備品ヨリ通常物品ニ組替又ハ保管轉換ヲ爲シタルトキハ其ノ重要ナルモノニ付テハ速ニ品名及數量ヲ當該部局長ニ通報スルモノトス但シ訓令ニ依ルモノ又ハ豫メ海軍大臣ノ認許

ヲ經タルモノ若ハ當該部局長ニ協議済ノモノニ付テハ通報ヲ要セズ

艦本機密第一一號ノ一〇二一九

大東亞戰爭中艦船兵器器造修用圖面取扱規程第十五條ノ規定ニ依ル工事用圖面承認ニ關スル手續ハ海軍艦政本部長特ニ指示スル場合及工事施行ノ海軍工廠長又ハ部外製造所長特ニ必要ト認めタル場合ノ外之ヲ省略スルコトヲ得

昭和二十年八月六日

海軍艦政本部長

(海軍艦政秘法規類集五八頁參照)

○雜款

○事務所撤去

事務所名	撤去月日	記	事
第五千十七設營隊編成事務所	七月三日		
第五千十七設營隊編成事務所	七月二〇日		
伊號第四百二潜水艦艇裝具事務所	七月二十四日		
鋼路在勤海軍武官府	七月二十五日	閉鎖	

(軍務一機密第六七四號別表)

(昭和二十年八月十二日秘海軍公報)

地方別	作業種別	
北海地方	北海海軍監督長	石炭、亞炭及硬炭ノ乾溜竝ニ 松根油、松脂及樟腦油ノ生産  「アルコール」、潤滑油、天然石油、人造石油 (上記乾溜ヲ除ク) 及其ノ他ノ液體燃料ノ生産
東北地方	第一海軍燃料廠	在仙臺海軍首席監督官 (大湊、横須賀、舞鶴各海軍需部)
關東信越地方	第一海軍燃料廠	關東海軍監督長 (横須賀、舞鶴各海軍需部、第一海軍燃料廠)
東海北陸地方	第二海軍燃料廠	東海海軍監督長 (舞鶴海軍需部、第二海軍燃料廠)
近畿地方	第二海軍燃料廠	近畿海軍監督長 (大阪、舞鶴各海軍需部)
中國地方	第三海軍燃料廠	中國海軍監督長 (吳、舞鶴各海軍需部、第三海軍燃料廠)
四國地方	第三海軍燃料廠	在松山海軍首席監督官 (吳、大阪各海軍需部、第三海軍燃料廠)
九州地方	第四海軍燃料廠	九州海軍監督長 (佐世保、吳各海軍需部、第四海軍燃料廠)

備考

- 一 括弧内ハ協力廠ヲ示ス
- 二 天然石油ノ生産ニ關スル協力ハ本表ノ外特設海軍燃料廠補給部之ヲ行フ

海軍公報 第五一七〇號

昭和二十年八月十二日(日) 海軍大臣官房

〇令 達

達第一七七號

海軍下士官兵善行章令施行細則中左ノ通改正ス

昭和二十年八月十日

海軍大臣

第十三條ノ三中「海軍技術科武官任用特例」ヲ「海軍主計科及技術科武官任用及服役特例」ニ、「技術科下士官又ハ法務科下士官」ヲ「主計科、技術科又ハ法務科ノ下士官」ニ、「任用前引續キ」ヲ「任用又ハ召集前引續キ同一系統ノ」ニ、「任用ノ日附」ヲ「任用又ハ召集參着ノ日附」ニ、「任用後」ヲ「任用又ハ召集參着後」ニ改ム

(諸例則卷二、四九四頁參照)

官房經第四六一號

海軍通常物品會計規程戰時特例左ノ通定ム

昭和二十年八月十一日

海軍大臣

海軍通常物品會計規程戰時特例

第一條 出納命令官緊急ノ必要アルトキハ受入當初ノ經費科目又ハ類別ニ拘ラズ他ノ經費科目又ハ類別ニ流用又ハ組替シテ

物品ヲ使用セシムルコトヲ得

第二條 會計官吏又ハ分任會計官吏左ニ掲グル物品以外ノ物品ノ保管出納ニ付テハ海軍通常物品會計規程(以下規程ト稱ス)

第八條ノ二ノ規定ニ拘ラズ價格整理ヲ行ハザルコトヲ得

一 作業會計所屬物品(資本外物品ヲ除ク)

二 工廠資金會計所屬物品(資金外物品及附屬諸資所屬物品ヲ除ク)

三 準備購入材料物品(昭和二十年官房機密第三五四號ニ依ル分)

第三條 會計官吏又ハ分任會計官吏ノ價格整理ヲ行フベキ物品ノ拂出代價ハ平均價格ニ依ルコトヲ得但シ平均價格ノ算定煩瑣又ハ困難ナルモノハ便宜見込價格ニ依ルコトヲ得

第四條 會計官吏又ハ分任會計官吏ハ物品ノ受入又ハ拂出ニ際シ規程ニ定ムル出納ノ諸票ヲ得ルコト困難ナル場合ニ於テハ往復文書其ノ他ノ書類ヲ以テ出納ノ諸票ニ代用スルコトヲ得前項ノ場合ニ於テ適當ナル代用書類ナキトキハ出納命令官ノ指揮ヲ受ケ事由ヲ略記シタル受入票又ハ拂出票ヲ作成シテ其ノ證票ト爲スコトヲ得

第五條 會計官吏又ハ分任會計官吏電話、電報ニ依リ物品ノ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ規程第二十條ノ規定ニ依リ請求票ハ之

海軍公報 第五一七〇號 昭和二十年八月十二日

二五二

2277

ヲ省略スルコトヲ得

第六條 會計官吏又ハ分任會計官吏生産又ハ工事ノ爲材料物品  
(消耗器具ヲ含ム)ヲ工場主任又ハ請負人ニ交付スル場合ニ  
於テハ規程第十三條及第十四條ノ規定ニ拘ラズ拂出整理ヲ爲  
スコトヲ得生産ノ爲材料物品又ハ消耗器具ヲ取扱主任ニ交付  
スル場合亦同ジ

第七條 會計官吏又ハ分任會計官吏其ノ保管ニ係ル物品ヲ供  
用、貸出又ハ假出ヲ爲ス場合ニ於テハ適宜ノ帳簿ニ領收者、  
還納者等ノ印ヲ徴シ規程ニ定ムル領收證、預リ證等ノ諸票ヲ  
省略スルコトヲ得

第八條 取扱主任其ノ取扱ニ係ル物品ニシテ修理ヲ要スルモノ  
アルトキハ所屬長ノ許可ヲ受ケ之方修理ノ手續ヲ爲スコトヲ  
得

第九條 所屬長緊急已ムヲ得ザル事由ニ因リ取扱主任ノ取扱ニ  
係ル物品ヲ燒却又ハ棄却シタルトキハ其ノ頭末ヲ出納命令官  
ニ通知スベシ

第十條 所屬長取扱主任、使用者又ハ預リ者ニ於テ其ノ取扱又  
ハ保管ニ係ル物品ヲ故意又ハ重大ナル過失ニ因リ亡失、毀損  
シタルトキハ別段ノ定アルモノノ外其ノ頭末ヲ出納命令官ニ  
通知シ使用ニ堪ヘザル物品ハ取扱主任ヲシテ速ニ還納セシム  
ベシ

第十一條 出納命令官前二條ノ通知ヲ受ケタルトキハ會計官吏  
又ハ分任會計官吏ヲシテ要スレバ離權其ノ他ノ處分ヲ爲サジ

ムベシ

第十二條 出納命令官第十條ノ場合ニ於テ取扱主任、使用者又  
ハ預リ者ニ辨償ノ責アリト認メタルトキハ適當ナル辨償代價  
ヲ添記シ之ヲ海軍會計監督ノ區分ニ從ヒ經理部長ニ通報スベ  
シ

經理部長前項ノ通報ニ依リ辨償ノ責アリト認メタルトキハ適  
當ナル代價ヲ辨償セシメ事ノ重大ナルモノハ之ヲ海軍大臣ニ  
報告スベシ

第十三條 出納及受拂物品ノ諸票ハ規程第三十三條ノ規定ニ拘  
ラズ之ヲ品別毎ニ調製セズ内譯書ニ依ルコトヲ得

第十四條 會計官吏又ハ分任會計官吏會計檢査院法第十六條ノ  
規定ニ依リ委託檢査ニ付セラレタル物品ニ對シテハ帳簿ヲ以  
テ出納ヲ證明シ物品會計規則第十五條ノ計算書ヲ省略スベシ  
但シ經理部長ニ於テ特ニ調製ヲ命ジタル場合ハ此ノ限ニ在ラ  
ズ

第十五條 出納命令官會計官吏、分任會計官吏又ハ取扱主任ヲ  
命免シタル場合ニ於テハ規程第二表備考第一號、第二號及第  
三號但書ノ規定ニ拘ラズ報告ハ之ヲ要セザルモノトス

第十六條 通常物品出納原簿諸票書式ハ規程第三十九條ノ規定  
ニ拘ラズ別紙ニ依ル

附則

本令ハ昭和二十年八月一日ヨリ之ヲ適用ス  
昭和十九年官房經第七八七號、同年官房經第三五〇號及昭和二

十年官房經第一四一號令達ハ之ヲ廢止ス  
 規程第十二條但書、第十七條第二項、第二十二條但書、第二十八條第一項及第二項、第二十九條、第三十條ノ二、第三十二條、第三十二條及第三十八條第二項ノ規定ハ本令施行中之方適用ヲ停止ス  
 第十六條ノ規定ニ依ル通常物品出納原簿諸票書式ハ規程第三十九條ニ定ムル書式用紙ノ存スル限り適宜ノ訂正ヲ加ヘ之ヲ使用スルコトヲ得  
 (別紙添)

○ 通 牒

航本第二五三九號

昭和二十年八月七日

海軍航空本部長

關係各廳長殿

海軍航空基本部品規格(機體ノ部)中追加ノ件通知

昭和十八年航本第五二七四號首題規格別冊中左記ノ通追加致候

記

放熱管 一型 海基 二〇九五〇 1/4  
 放熱管 二型 海基 二〇九六〇 1/4  
 放熱管 三型 海基 二〇九七〇 1/4  
 右規格ハ所要ノ向ニ之ヲ配付ス

○ 雜 款

○ 轉官

同	同	海軍書記	舊 官 氏 名	新 官	轉官月日	配 事
同	同	星野義雄	瀧地武夫	通信書記	七月二十五日	
同	同	通信書記	選信院屬			

海軍公報 第五一七〇號 昭和二十年八月十二日

二五三

(官房經第四六一號別紙)

(昭和二十年八月十二日海軍公報)

出納原簿書式

(品名)

(單位稱呼)

2280

年月日	摘要	證憑 番號	受		拂			残		備考
			數量	代價	數量	單價	代價	數量	代價	

備考

1. 規程第一表ノ類別毎ニ別冊トス但シ便宜一帳簿内ニ口別ヲ爲シ整理スルコトヲ得
2. 價格整理ヲ行フモノヲ除ク外單價及代價ノ欄ハ之ヲ設ケザルコトヲ得
3. 受、拂及残ノ欄ハ必要ニ應ジ適宜細區分スルコトヲ得
4. 會計官吏又ハ分任會計官吏交替アリタルトキハ其ノ管理期及氏名ヲ帳簿ノ始メニ記載ス

出納證票書式其ノ一

通常物品〇〇票

廳名

(官房經第四六一號別紙)

品名	稱呼	數量	單價	代價
但シ(事由)				
昭和 年 月 日				
			會計官吏 氏	名 園
			取扱主任 氏	名 園

(昭和二十年八月十二日海軍公報)

備考

1. 取扱主任ニ於テ本票ヲ調製スルトキハ單價及代價ノ記入ヲ要セズ
2. 價格整理ヲ行フモノヲ除ク外單價及代價ノ關ハ之ヲ設ケザルコトヲ得
3. 特ニ科目ノ必要アルトキハ適宜餘白ニ記入ノコト

2281





(恩第一四〇號別紙)

軍人ニ對スル恩給法及賜金規定適用區分

(昭和二十年六月六日海軍公報)

法		身		分	
令(事項)		見候		習補尉官生	
(一) 實 在 職 年	(二) 加 算 年	(三) 公 務 傷 病 ノ 認 メ ラ ル 場 合	(一) 戰 務 (丁 加 算 ノ 場 合 ニ 在 リ テ ハ 艦 船 部 隊 ニ 於 テ 防 衛 勤 務 ニ 服 シ 加 算 セ ラ ル ル モ ノ ニ 限 ル) 戒 嚴 地 勤 務、外 國 鎮 戍 ニ 服 シ タ ル 期 間 ヲ 在 職 ト ス	(一) 右 ノ 在 職 期 間 ニ 限 リ 軍 人 ニ 同 シ (二) 右 ノ 在 職 期 間 以 外 ノ 加 算 ハ 認 メ ラ レ サ ル ニ 付 該 期 間 ノ 航 空 勤 務 日 誌 等 作 成 ヲ 要 セ ス	(一) 豫 備 學 校、經 理 學 校 ノ 生 徒 (二) 豫 備 練 習 生、豫 備 補 習 生、豫 備 生 徒 同 上
(一) 大 正 二 年 勅 令 第 九 號 (二) 同 年 勅 令 第 十 一 號 (三) 航 空 勤 務 者 保 護 賜 金 令 (四) 潛 水 艦 勤 務 者 保 護 賜 金 令	(一) 死 歿 者 特 別 賜 金 賜 與 規 程 (昭 和 十 七 年 海 軍 告 示 第 四 號)	(一) 陸 海 軍 諸 生 徒 死 傷 手 當 金 給 與 令 (二) 航 空 ニ 關 ス ル 教 育 ヲ 受 ク ル 陸 海 軍 諸 生 徒 ニ 保 護 賜 金 給 與 ノ 件	(註) 適 用 ア リ 戰 務 勤 務 ニ 從 事 シ タ ル モ ノ ニ 限 ル	(註) 同 上 (一) 在 職 期 間 内 ノ 公 務 傷 病 ニ 限 ル (二) 從 テ (一) ノ 在 職 期 間 外 ノ 傷 病 ニ 對 シ テ ハ 恩 給 取 扱 手 續 所 定 ノ 證 明 書 進 達 ヲ 要 セ ス	(註) 適 用 ナシ 一 殉 職 ニ 際 シ 少 尉 ニ 任 セ ラ レ (應 召) 又 ハ 候 補 生 ヲ 命 セ ラ レ タ ル 者 ハ 少 尉 又 ハ 候 補 生 ト シ テ 處 遇 セ ラ レ 二 尉 又 ハ 候 補 生 ト シ テ 處 遇 セ ラ レ
(一) 陸 海 軍 諸 生 徒 死 傷 手 當 金 給 與 令 (二) 航 空 ニ 關 ス ル 教 育 ヲ 受 ク ル 陸 海 軍 諸 生 徒 ニ 保 護 賜 金 給 與 ノ 件	(註) 適 用 ナシ 戰 務 勤 務 ノ 爲 死 歿 シ 死 歿 ニ 際 シ 少 尉 ニ 任 セ ラ レ (應 召) 又 ハ 候 補 生 ヲ 命 セ ラ レ タ ル 者 ハ 少 尉 又 ハ 候 補 生 ト シ テ 處 遇 セ ラ ル 但 シ (三) ノ (イ) 手 當 金 ヲ 給 セ ラ ル モ ノ ノ 除 ク	(註) 適 用 ナシ 一 (イ) ノ 手 當 金 ハ 演 習 ノ 爲 (1) 死 亡 シ (2) 傷 病 ニ 依 リ 兵 籍 ヲ 除 カ レ 又 ハ 退 校 ヲ 命 セ ラ レ タ ル 者 ニ 給 セ ラ ル 演 習 以 外 公 務 傷 病 ト 認 メ ラ ル 場 合 之 ニ 準 ス 二 死 歿 ニ 際 シ 少 尉 ニ 任 セ ラ レ 又 ハ 候 補 生 ヲ 命 セ ラ レ タ ル 者 (二) ノ 賜 金 ヲ 賜 與 セ ラ レ サ ル ト キ ハ 特 別 詮 議 ニ 依 リ 給 與 セ ラ ル	(註) 適 用 ナシ 戰 務 勤 務 ノ 爲 死 歿 シ 死 歿 ニ 際 シ 少 尉 ニ 任 セ ラ レ (應 召) 又 ハ 候 補 生 ヲ 命 セ ラ レ タ ル 者 ハ 少 尉 又 ハ 候 補 生 ト シ テ 處 遇 セ ラ ル 但 シ (三) ノ (イ) 手 當 金 ヲ 給 セ ラ ル モ ノ ノ 除 ク	(註) 同 上 (一) 在 職 期 間 内 ノ 公 務 傷 病 ニ 限 ル (二) 從 テ (一) ノ 在 職 期 間 外 ノ 傷 病 ニ 對 シ テ ハ 恩 給 取 扱 手 續 所 定 ノ 證 明 書 進 達 ヲ 要 セ ス	(註) 適 用 ナシ 一 殉 職 ニ 際 シ 少 尉 ニ 任 セ ラ レ (應 召) 又 ハ 候 補 生 ヲ 命 セ ラ レ タ ル 者 ハ 少 尉 又 ハ 候 補 生 ト シ テ 處 遇 セ ラ レ 二 尉 又 ハ 候 補 生 ト シ テ 處 遇 セ ラ レ







# 海軍公報號外(位勳)

昭和二十年八月十三日(月)  
海軍大臣官房

<p>○ 叙 位</p> <p>○ 昭和十九年十一月十七日 海軍少尉 松井 浩美</p> <p>○ 叙正八位</p> <p>○ 昭和十九年十二月十九日 海軍少尉 宮口 信幸</p> <p>○ 叙正八位</p> <p>○ 昭和十九年十二月二十八日 海軍中尉 高梨 朗</p> <p>○ 叙從七位</p> <p>○ 昭和二十年一月十二日 海軍中將 澁谷 紫郎 海軍少將 松村 翠</p> <p>(通各)</p> <p>○ 叙從四位(特旨ヲ以テ位一級追陞セラル)</p> <p>○ 昭和二十年二月二十日 海軍少佐 今坂 國富</p> <p>○ 叙從六位</p> <p>海軍中尉 小堀 一彦</p> <p>○ 叙從七位</p> <p>○ 昭和二十年二月二十六日 海軍中尉 山本 裕保</p> <p>○ 叙從七位</p> <p>○ 昭和二十年三月五日 海軍中尉 田中 茂市</p> <p>○ 叙從七位</p>	<p>○ 昭和二十年三月十三日 海軍大尉 田中 富夫</p> <p>○ 叙正七位</p> <p>海軍中尉 松田 武文</p> <p>○ 叙從七位</p> <p>○ 昭和二十年三月十五日 海軍中尉 入江 晋松 辻 畑 紘 門松 太郎 稻葉 直 行徳 政實 竹下 勇 藤井 正希 馬場 一吉 末松 勇助 平川 末一 近藤 吉一</p> <p>(通各)</p> <p>○ 叙從七位</p> <p>○ 昭和二十年三月十九日 海軍中尉 鈴木 昇</p> <p>○ 叙從七位</p> <p>○ 昭和二十年三月二十二日 海軍中尉 関内 弘吉</p> <p>○ 叙從七位</p>	<p>○ 昭和二十年三月二十三日 海軍少佐 森田 龍夫</p> <p>○ 叙從六位</p> <p>海軍中尉 壁高安喜人</p> <p>○ 叙從七位</p> <p>海軍少尉 山田 一郎</p> <p>○ 叙正八位</p> <p>○ 昭和二十年三月二十四日 海軍大尉 高橋 豊夫 海軍中尉 横田 則男</p> <p>○ 叙正七位</p> <p>海軍少尉 白野 博</p> <p>(通各)</p> <p>○ 叙正八位</p> <p>○ 昭和二十年三月二十九日 海軍中尉 金田 豊秋</p> <p>○ 叙從七位</p> <p>○ 昭和二十年三月三十日 海軍中尉 中野 恒雄</p> <p>○ 叙從七位</p> <p>海軍少尉 吉野 榮</p> <p>○ 叙正八位</p> <p>○ 昭和二十年三月三十一日 海軍少佐 曾山 威人</p> <p>○ 叙從六位</p>
---	---	---

秘海軍公報 號外(位勳)



○昭和二十年四月二十日	海軍少尉	生田 清人
(通各)	同	北井 豊
○昭和二十年四月二十一日	海軍中尉	有田 學
○昭和二十年四月二十二日	海軍中尉	古川 純一
○昭和二十年四月二十五日	海軍少尉	佐藤 政義
○昭和二十年四月二十六日	海軍中尉	十川 一
○昭和二十年四月二十九日	海軍大尉	玉木 一郎
○昭和二十年四月三十日	海軍大尉	佐々木留治
○昭和二十年五月一日	海軍大佐	田中 義雄
(通各)	同	土方 武彦
海軍技術大佐	同	大西 茂昭
海軍技術師	同	蔭谷 英彦
海軍中佐	同	伊藤 祐清
同	同	池田 貞枝
同	同	原 道男
同	同	武市 文男
同	同	佐久間良也
同	同	岡野千代喜
同	同	岡野 幸市
同	同	若林 一雄
同	同	野地 宗助
同	同	糸井 孝平
同	同	三好 孝平
同	同	福田 道夫
同	同	長谷川 芳郎
同	同	森 榮二
同	同	久保 時郎
同	同	吉田 二郎
同	同	大牟田 一恵
同	同	原 口 昇
同	同	菅原 六郎
(通各)	同	山内 正規
同	同	二神 延三
同	同	鈴木山次郎
同	同	山下 達亮
同	同	東島 清
同	同	井手 元男
同	同	山田 松一
同	同	若色伊三郎
同	同	林 紫郎
同	同	松延 仁一
同	同	黒川 善喜
同	同	武田 恒心
同	同	工藤 俊作
同	同	田上 明次
同	同	稻葉 通宗
同	同	竹中 正雄
同	同	宮部 龍正
同	同	日高 萬山
同	同	宇都 米三
同	同	中川有太郎
同	同	上井 宏
同	同	鈴木 重
同	同	永松 正敏
同	同	田中嘉平治
同	同	丹野 雄三
同	同	能登 猛
同	同	喜多山三郎



<p>○昭和二十年五月七日</p> <p>(通各) 海軍大尉 等原 治助</p> <p>敘正七位 同 野崎文太郎</p> <p>(通各) 海軍中尉 増田 勝行</p> <p>同 鍵山 元則</p> <p>同 久保 惠男</p> <p>○昭和二十年五月十一日</p> <p>敘從七位 海軍少佐 水江 留三</p> <p>○昭和二十年五月十二日</p> <p>敘正六位(特旨ヲ以テ位一級追陞セララル) 海軍理事官 神谷 一雄</p> <p>敘從七位 海軍技師 政木 房次</p> <p>○昭和二十年五月十五日</p> <p>敘正六位 海軍司政長官 越野 菊雄</p> <p>敘從四位 昭和二十年三月三十一日附官等陞叙セル海軍技師千川芳太郎外ニシテ相當位以上ノ位ヲ有セザル者ハ五月十五日附各官相當位ニ叙セラレタリ</p> <p>昭和二十年三月三十一日附官等陞叙セル海軍技師種村龍夫外ニシテ相當位以上ノ位ヲ有セザル者ハ五月十五日附各官相當位ニ叙セラレタリ</p>	<p>敘正六位</p> <p>海軍主計大尉 栗原 猪祿</p> <p>同 海軍大尉 西條 秀司</p> <p>同 同 小幡 國信</p> <p>同 海軍主計大尉 阿知 破東一</p> <p>同 同 三原 宅市</p> <p>同 同 磯野 正則</p> <p>同 同 北村 厚隆</p> <p>同 同 梅井 常平</p> <p>同 同 阿部 清治</p> <p>同 同 山本 龜治</p> <p>同 同 四家 金四郎</p> <p>同 同 原藤 太郎</p> <p>同 同 柳澤 豊司</p> <p>同 同 北川 正一</p> <p>同 同 栗山 宗治郎</p> <p>同 同 鈴木 末吉</p> <p>同 同 岸本 幾治</p> <p>同 同 杉本 義一</p> <p>同 同 宮崎 卯三郎</p> <p>同 同 清水 治作</p> <p>同 同 清水 爲行</p> <p>同 同 末富 幸治</p> <p>同 同 坂本 盛</p> <p>同 同 大西 頼一郎</p> <p>同 同 中川 建一</p> <p>同 同 鍋島 嘉四郎</p>	<p>敘從六位</p> <p>海軍主計大尉 藤川 貞治</p> <p>同 同 岡崎 留一</p> <p>同 同 山口 茂逸</p> <p>同 同 黒川 清武</p> <p>同 同 堀尾 遼吉</p> <p>同 同 宇佐美 卯三郎</p> <p>同 同 道津 芳雄</p> <p>同 同 宮内 吉之助</p> <p>同 同 木川 近次郎</p> <p>同 同 脇田 新五郎</p> <p>同 同 田邊 辰治郎</p> <p>同 同 山口 一郎</p> <p>同 同 田邊 清吉</p> <p>同 同 小日向 武</p> <p>同 同 富田 政二</p> <p>同 同 谷 丑松</p> <p>同 同 鮫島 一二</p> <p>同 同 藤田 仙治郎</p> <p>同 同 山内 和三郎</p> <p>同 同 浅羽 三郎</p> <p>同 同 海軍技師 木村 武夫</p> <p>同 同 海軍中尉 朝島 富良</p> <p>同 同 矢野 周治</p> <p>同 同 海軍教授 井上 昇</p> <p>同 同 海軍技師 相良 忠</p> <p>同 同 海軍理事官 山浦 末三</p>
---	---	---





秘

# 海軍公報

第五〇九八號

○令 達

内令第七〇二號

第二十六號哨戒特務艇

右本籍ヲ吳鎮守府下定ム

昭和二十年八月二日

海軍大臣 臣

内令第七〇三號

昭和十八年内令第一八三三號別表中左ノ通改正ス

昭和二十年八月二日

海軍大臣 臣

上關防衛隊ノ哨戒特務艇ノ欄「第二十五號(吳)」ノ次ニ「第二十六號(吳)」ヲ加フ

(内令提要卷三、四八ノ一九頁参照)

軍房第三七八號

雜役船ノ所屬ヲ左ノ通變更ス

昭和二十年八月十一日

海軍大臣 臣

秘海軍公報 第五〇九八號 昭和二十年八月十三日

昭和二十年八月十三日(月)

海軍大臣 官房

8

公稱番號	船種	舊所屬	新所屬	附屬時
第二〇二號	曳船 (飄潛艇型) (百七十三艘)			
第二〇三號	同 (百七十五艘)	海軍水雷學校 久里濱分校	橫須賀防備隊	臨時附屬
第二〇四號	同 (百五十五艘)	橫須賀海軍總 學校	洲ノ崎海軍航 空隊	
第二〇五號	飛行機救難船 (二百艘)	高雄海軍航空 隊	高雄海軍警備 隊	
第二〇六號	同	同	同	

○通 牒

航本機密第五三二〇號

昭和二十年八月十日

海軍航空本部總務部長

八七九



秘

海軍公報 第五〇九九號

昭和二十年八月十四日(火)  
海軍大臣官房

○令 總

内令第六七四號ノ二  
昭和十八年内令第一一號航空基地管理ニ關スル件中左ノ通改正ス

昭和二十年七月二十五日

海軍大臣

北浦航空基地	施島海軍航空隊	茂原航空基地	關東海軍航空隊
筑波航空基地	第三航空艦隊	木更津航空基地	横須賀海軍航空隊
香取航空基地		藤澤航空基地	
茂原航空基地		厚木航空基地	
木更津航空基地	第三〇二海軍航空隊	厚木航空基地	第三〇二海軍航空隊
第二横須賀航空基地		藤枝航空基地	
第三横須賀航空基地		明治航空基地	
筑波航空基地	東海海軍航空隊	藤枝航空基地	東海海軍航空隊
北浦航空基地		名古屋航空基地	
香取航空基地		岡崎航空基地	

秘海軍公報 第五〇九九號 昭和二十年八月十四日

八八一

2294

明治航空基地 鈴鹿航空基地 第二鈴鹿航空基地 第三鈴鹿航空基地		宮崎航空基地	宮崎航空基地 種ヶ島航空基地	釜山航空基地	元山航空基地 釜山航空基地	種ヶ島航空基地	第五航空艦隊 及	鈴鹿航空基地 第二鈴鹿航空基地 第三鈴鹿航空基地	ヲ削ル	官房需第一一四號 昭和十九年官房需第二三四號中「米一一〇瓦、麥一〇〇瓦」ヲ 「米一四〇瓦、麥五〇瓦以内」ニ改ム 昭和二十年八月十三日
<p>                     (参照) 海軍會計法規類集二卷三三〇ノ八頁                      ○通・牒                      軍需糧第四〇號                      昭和二十年八月十三日                      海軍省軍需局長                      海軍總隊參謀長                      各鎮守府參謀長                      各艦隊參謀長                      海上護衛參謀長                      海軍軍需米ノ特別配給措置ニ關スル件申改正                      ノ件通知                      昭和十九年軍需糧第一四六號別紙第二中左ノ通告正致候                      記                      第一號乃至第三號中一食ニ對スル量額ノ欄ヲ左ノ如ク改ム                      (一四〇瓦(約一合)以内)                      (五〇瓦(約〇・五合)以内)                      一六〇瓦以内                      一四〇瓦以内                      (参照) 海軍會計法規類集二卷三三〇ノ三六頁                 </p>										

○雜 款

○將旗掲揚  
吳聯合特別陸戰隊司令官ハ七月二十一日將旗ヲ吳海兵團内ニ掲揚セリ

○廳舎、部隊移轉

廳舎、部隊名	移 轉 先	移轉月日	記 事
第三百六設營隊	三重縣阿山郡友生村國民學校内	六月二九日	旅行願路 關西線伊賀上野驛下車近 磯日本鐵道伊賀線乘換茅 野町下車(徒歩約一時間半) 電話女生三番 郵便物送先 三重縣上野市本局氣付 ウ四六參
第五千八百十一設營隊	大阪府高槻市	七月二〇日	郵便物送先 大阪府高槻市高槻局氣付 海軍第五千八百十一部隊
第五千一百十四設營隊	岡山縣淺口市連島町第七〇〇工場第二西寮内	七月二日	
第五百七十七設營隊	青森縣東津輕郡西平内村大字茂浦字茂浦	七月二七日	旅行願路 東北本線西平内驛下車陸 郵便物送先 青森縣東津輕郡西平内村 茂浦局氣付ウ六七六
第三千二十三設營隊	茨城縣西茨城郡川部内	七月二八日	郵便物送先 茨城縣西茨城郡川部内 付ウ七四參
第五千十四設營隊	茨城縣新洗郡石岡町築谷金子幸義方	七月二六日	郵便物送先 茨城縣新洗郡石岡郵便局 氣付ウ七〇貳

○事務開始

隊	事務所名	設置場所	事務開始月日	記 事
第三千十四設營隊	七尾港海警備隊	石川縣七尾市	七月二〇日	旅行願路 七尾線七尾驛下車徒歩約 二七 郵便物送先 石川縣七尾市七尾局氣付
	第七海軍補充部	上海海軍特別陸戰隊内	七月二五日	郵便物送先 佐世保郵便局氣付第七海 軍軍用郵便所經山第七海 軍補充部
	第三百二十三號 海防總務員事務所	神戸三菱造船所	同	
	仙崎港海警備隊	山口縣仙崎町	同	
	大湊海軍軍需部 室蘭出張所	室蘭市泉町八番地	七月二〇日	室蘭在勤武官府ヨリ徒歩約 五分 電話二〇九番
	吳鎮守府第十二 特別陸戰隊	愛媛縣南宇和郡城彦村町中町	同	旅行願路 宇和島航空隊ヨリ當隊 ニハ定期不定期便アルヲ 以テ赴任艱難者ハ同隊ヲ 連絡シテ度四國豫計本線 宇和島驛下車徒歩約五分 宇和島一城彦間(西九新)
	敷設艦隊島嶼裝 員事務所	佐世保海軍工廠	同	

○隊名變更  
當隊ハ七月一日左ノ通隊名呼稱變更セリ  
新隊名 第二沼田部隊

秘海軍公報 第五〇九九號

昭和二十年八月十四日

八八三

舊隊名 第二軍松浦隊

郵便物發送先 大分縣戸次局氣付 ヲ六五九

(第五百十二設營隊)

○轉勤者赴任先

自今當隊ノ轉勤者ハ福岡縣糸島郡小富士村玄界航空基地(筑肥線加布里驛下車徒歩約一時間半)ニ向ケ赴任セシメラレ度

(第六三四海軍航空隊)

(偵察第三〇二飛行隊)

自今當隊ヘノ轉勤者ハ當分ノ間左ニ依リ赴任セシメラレ度

第六〇一海軍航空隊

戰鬥第三〇飛行隊

戰鬥第三〇八飛行隊—大和航空基地

攻撃第一飛行隊—百里原航空基地

攻撃第三飛行隊—名古屋航空基地

(第六〇二海軍航空隊)

○正誤

七月二十一日秘海軍公報第五〇七五號令達欄内令第六二五號中「横須賀領守府」ハ「佐世保領守府」ノ誤

○本日海軍公報發行セズ



海軍公報號外(位勳)

昭和二十年八月十四日(火)  
海軍大臣官房

○敘勳

○昭和二十年七月二十五日發令

敘勳二等授瑞寶章

海軍中將 松永 貞一

海軍少將

高田 利種  
安場 保雄  
東郷 二郎

敘勳二等授瑞寶章

海軍技術少將

池谷 増太  
森 榮二  
奥津 清

佐藤 義公  
山川 貞市  
小野原 政保

糸井 一男  
根岸 幸生  
三好 孝平

守屋 一男  
河合 一夫  
刈谷 留吉

海軍主計大佐

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同 同 同 同 同

海軍中佐

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

敘勳三等授瑞寶章

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同





<p>敘勳二等授瑞寶章</p> <p>海軍少將 伊藤安之進 同 島本久五郎</p> <p>海軍大佐 吉井 道教 同 寺嶋 昌善 同 久野 修三 同 竹内 雄二 海軍中佐 宮本 實夫 同 中村 子之助 同 三田 好美 同 竹中 正雄 同 蘭川 龜郎 同 中村 國盛 同 神津 包弘 同 登岐 密 同 向後 正雄 同 高取 利雄 海軍中佐 大崎 行三</p>		<p>敘勳三等授瑞寶章</p> <p>海軍軍醫中佐 波多野克己 海軍少佐 原口 泰 海軍軍醫少佐 高井英一郎 海軍少佐 牧 秀雄 同 中尾 靜夫 同 小尾 守家 海軍軍醫少佐 岡田 正雄 同 大石 政雄 同 上野 千里</p>	
<p>敘勳四等授瑞寶章</p> <p>海軍少佐 佐々木輝紀 同 海軍主計少佐 堤 盛雄 海軍大尉 中山 洋臣 同 岸本 曉 海軍軍醫大尉 北村 勇 同 早瀬 正二 同 井手 正典 海軍少佐 南部 仲清 同 海軍少佐 小林 恒治 同 齋 多 同 田中 芳夫 海軍主計少佐 永田 龜雄 海軍技術少佐 久保山 秀夫 海軍大尉 坂口 昌三 同 常盤 康雄 同 和田 孝雄 同 安田 和生 海軍軍醫大尉 市川 竹男 海軍軍醫中尉 横田 千</p>		<p>敘勳五等授瑞寶章</p> <p>海軍司政官 大橋 省吾 同 黒田 義晴 同 海軍書記 山縣 國藏 同 藤田 直平 海軍監獄看守長 大津右馬之允 海軍技手 村田 新吉</p>	
<p>敘勳六等授瑞寶章</p> <p>海軍軍醫大尉 高橋 國男 同 三宅 卓二 同 阿部 保男 同 阿部 青魚 同 水野 正弘 同 加藤 元柳 同 藤山 理一 同 岡山 正 同 澁谷 治郎 同 前田 繁 海軍警部 川原田 良治 海軍藥劑少佐 坂元 正信 海軍大尉 山縣 春雄 同 宮崎 素明 同 櫻井 將 同 櫻井 良 同 吉田 幸一 同 小林 博夫 同 折笠 明 同 增瀬 忠夫 同 小澤 孝 同 落合 時典 同 石垣 敏夫 同 寺崎 敏夫 同 窪田 隆三郎</p>		<p>敘勳七等授瑞寶章</p> <p>海軍書記 島田 國男 同 高橋 正治 同 三宅 卓二 同 阿部 保男 同 阿部 青魚 同 水野 正弘 同 加藤 元柳 同 藤山 理一 同 岡山 正 同 澁谷 治郎 同 前田 繁 海軍警部 川原田 良治 海軍藥劑少佐 坂元 正信 海軍大尉 山縣 春雄 同 宮崎 素明 同 櫻井 將 同 櫻井 良 同 吉田 幸一 同 小林 博夫 同 折笠 明 同 增瀬 忠夫 同 小澤 孝 同 落合 時典 同 石垣 敏夫 同 寺崎 敏夫 同 窪田 隆三郎</p>	

海軍軍醫大尉 大倉正二郎	同 山名 利治	海軍技術大尉 杉橋 涉	海軍法務大尉 皆川 一郎	海軍主計大尉 加藤博太郎	同 永見 昌司	同 澤田 直久	海軍司政官 森岡 光義	同 西脇 周祐	同 岡本 重一	同 宮地 啓三	海軍技師 正木 茂男	海軍軍醫大尉 石田主基男	海軍書記 堅山 兼義	同 岡崎 四郎	敍勳八等授瑞寶章	○昭和十九年十二月二十日發令	海軍少將 大西 敬一	同 澁谷 紫郎	海軍中佐 伊藤 勉一	○昭和二十年二月十四日發令	海軍大尉 前野 克己	敍勳六等授瑞寶章	
○昭和二十年四月十八日發令	海軍大尉 野元 忠行	敍勳六等授瑞寶章	○昭和十六年七月八日發令	氣象技師 箱田 顯雄	敍勳七等授瑞寶章	○昭和十八年八月十六日發令	地方事務官 藤岡 政一	敍勳六等授瑞寶章	○昭和十九年二月十六日發令	海軍司政官 護得久朝昌	○昭和二十年七月二十五日發令	海軍大佐 小山與四郎	同 野澤 錦二	同 松田 鹿三	敍旭日中綬章								

# 海軍公報 第五一七一號

昭和二十年八月十五日(水)  
海軍大臣官房

## ○令 達

官房第三八一號  
海軍潛水學校令第一條ノニノ規定ニ依ル海軍潛水學校分校(所在地山口縣熊毛郡佐賀村)ハ自今海軍潛水學校柳井分校ト呼稱ス

昭和二十年八月十日

海軍大臣

## ○通 達

官房第三七九號

昭和二十年八月十三日

海軍省副官

各長 廳 殿

伊豆諸島ニ軍事郵便施行ノ件通牒

伊豆諸島派遣海軍部隊ニ對シ八月十日ヨリ軍事郵便ノ取扱ヲ開始セラレ候

官房第三八二號

昭和二十年八月十四日

海軍省副官

## 各 廳 長 殿

内地ニ軍事郵便施行ニ關スル件通牒

内地所在海軍部隊、官衙、學校等及同廳勤務ノ軍人、軍屬ニ對シ八月十六日ヨリ別紙要領ニ依リ軍事郵便ノ取扱ヲ開始セラレ候條左記了知ノ上可然取計相成度

追テ朝鮮、關東州ニ對シテモ近ク實施セララルベク候

## 記

- 一 實施部隊宛郵便物ノ名宛及實施部隊ヨリ差出ス郵便物ノ自巳肩書ハ都道府縣名及配達局名氣付(〇〇縣〇〇局氣付ツ〇〇)トシ其ノ他ハ從來通トスルコト
- 二 郵便物ハ公用郵便規則ニ依ル公用郵便物(緊急扱ノモノ)、其ノ他ノ公用郵便物、私用郵便物各別ニ取纏メノ上差出スコト尙一時ニ多數差出ノモノ又ハ緊急ヲ要スルモノハ直接集配郵便局ニ差出スコト
- 三 私用郵便物ハ各廳責任者檢閱ノ上檢關濟及責任者印捺印ノ上差出スコト
- 四 公用、私用ノ別ニ從ヒ郵便物ノ表面ニ左ノ通表示スルコト
  - (イ) 公用郵便規則ニ依ル公用郵便物(緊急扱ノモノ)
  - 上部ニ幅三「ミリメートル」以上ノ朱色ノ横線ヲ表示スル

外左ノ文字ヲ朱書スルコト

「公用軍事郵便」 「公用郵便」

(ロ) 前號以外ノ公用郵便物

左ノ文字ヲ朱書スルコト

「公用軍事郵便」

(ハ) 私用郵便物

左ノ文字ヲ朱書及責任者檢閱済印ヲ捺印ノコト

「軍事郵便」 「檢閱済印」

備考

本件實施ニ伴ヒ軍務一第一五一號(二〇、六、一六、一六、海軍公報第五一四五號)海

軍各部隊等ヨリ發スル公用郵便物、電報及郵便爲替等ノ料金納

付方法ニ關スル件ハ郵便ニ關シテハ之方適用ヲ廢止セラル

(別紙第二)

内地(朝鮮、關東州)所在海軍部隊ニ對シ軍

事郵便取扱開始ニ關スル協定

第一條 内地(朝鮮、關東州内)ニ於ケル軍事郵便業務ハ遞信

院(朝鮮總督府、關東局)管轄ノ郵便機關ヲシテ之方取扱ヲ

爲サシムルモノトス

第二條 軍事郵便ハ現行野戰郵便機關ニ於ケルト同一ノ内容ヲ

有スル取扱方法ヲ講ズルモ軍事爲替、貯金ノ夫レハ内地(朝

鮮、關東州)ニ於テ現ニ施行セル取扱方法ニ依ルモノトス

第三條 軍事郵便取扱局ノ指定及其ノ解除並ニ變更ハ軍ノ要求

ニ依リ遲滞ナク實施スルモノトス

第四條 軍事郵便業務ハ一般郵便業務ト區別シテ取扱フモノト

ス

之方爲軍事郵便取扱局ニ於テハ特ニ軍事郵便取扱部課ヲ設ク

ル等業務區別取扱上必要ナル措置ナル措置ヲ講ズルモノトス

但シ局舎及局員等ノ關係上前項ニ依リ難キ場合ハ共通作業、

共通服務ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

第五條 軍事郵便ノ業務ニ從事スル者ハ現地海軍部隊ノ無給賜

託トス

第六條 海軍ノ現地部隊ハ軍事郵便取扱機關ノ施設、整備、軍

事郵便物ノ輸送、軍事郵便ノ業務ニ從事スル者ノ給與、衛生

等ニ付必要ナル援助ヲ與フルモノトス

第七條 業務取扱種別ハ必要ノ都度海軍、遞信院(朝鮮總督府

關東局)間ニ於テ協議決定スルモノトス

第八條 本件取扱ニ要スル經費ハ海軍省ノ負擔トシ別ニ定ムル

所ニ依リ毎年遞信院(總督府、關東局)ニ交付スルモノトス

第九條 海軍ハ作戰其ノ他軍事上必要アルトキハ業務ノ停止又

ハ職員ノ行動及機密保持ニ關スル措置ニ付必要ナル指示ヲ爲

シ得ルモノトス

第十條 其ノ他細部ノ事項ニ關シテハ海軍、遞信院(總督府

關東局)間ニ於テ別ニ取定メフ爲スモノトス

(別紙第二)

内地、朝鮮、關東州所在海軍部隊ニ對スル

軍事郵便取扱要領

一 開始月日 八月十六日

二 取扱種別  
 通常郵便物 但シ私用ハ第一種及第二種ニ限ル  
 小包郵便物 但シ公用ニ限ル  
 通常郵便物ノ特殊取扱  
 公用郵便、書留、速達、航空、配達證明、別配達、留置 但シ私用ハ留置ニ限ル  
 爲替 振出並ニ拂渡  
 貯金 預入並ニ拂戻  
 振替貯金 但シ公用ニ限ル

三 郵便器材ハ遞信院、總督府並ニ關東局ニ於テ準備ス 但シ之ニ要スル器材ハ海軍ヨリ交付スルコトアリ

四 郵便物ノ名宛記載方  
 都道府縣名及配達局名氣付トスルコト  
 (〇〇縣〇〇局氣付ッ〇〇)

五 郵便物ノ檢閱  
 現行海軍軍事郵便物ニ對シ爲シ居ル檢閲ト同様トス

經契第五號  
 昭和二十年八月十四日  
 海軍省 經理局長  
 各契約擔任官殿  
 契約物品急速處理ニ關スル件通牒

海軍公報 第五一七二號 昭和二十年七月十五日

敵ノ空爆竝ニ輸送逼迫ノ狀況ニ鑑ミ契約物品ハ生産、修理、加工等ヲ完了スル毎ニ監督官又ハ特ニ派遣セラレタル者ノ檢査ヲ受ケ契約數量ノ纏マルコトヲ俟タズ逐次荷造ノ上工場ニ於テ受領シ(精密檢査又ハ使用試驗等ヲ要スルモノハ特ニ支障ナキ限リ留保受領トス)連ニ官ニ於テ需要箇所又ハ疎開先ニ輸送シ以テ製品ノ急速戦力化竝ニ戰爭災害防止ニ遺憾ナキ様處理相成度

○ 雜 款

○ 改 氏

官 氏 名(舊氏)	電 報 符	新 氏	届 出 年 月 日	記 事
海軍技術 大尉 鈴木 敬	ソ 一三三三	高 須	昭和 〇、六、六	
同 金谷 哲夫	ソ 三四四一	森 口	昭和 〇、六、一五	
同 山崎 徳郎	ソ 一三四五	尾 崎	昭和 〇、六、一五	
海軍技術 中尉 阿子 島邦三	ソ 六二八〇	齋 藤	昭和 〇、六、一五	

○ 本日經海軍公報發行セズ